別記様式第１号（第４条関係）

　　 令和　　年　　月　　日

小平市長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　（申込者）住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

小平市飼い主のいない猫対策用捕獲器貸出申込書

飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行うために捕獲器の貸出しを受けたいので、  
小平市飼い主のいない猫対策用捕獲器貸出要綱第４条第１項の規定に基づき、以下の  
事項について同意及び確認の上、次のとおり申し込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用場所 | 小平市 | |
| 貸出期間 | 令和　　年　　月　　日 から 令和　　年　　月　　日 まで | |
| 同意事項 | | 同意欄 |
| １　捕獲器は、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行う目的以外では使用しないこと。 | | □ |
| ２　捕獲器の設置は、設置する土地を管理する者の承諾を得ていること。 | | □ |
| ３　捕獲器の適正な管理に努め、トラブル等が発生した場合は、責任を 持って対応すること。 | | □ |
| ４　捕獲器の設置に必要な備品等の費用は、申込者が負担すること。 | | □ |
| ５　本来の使用目的以外に捕獲器を使用し、又は第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は捕獲器を改造しないこと。 | | □ |
| ６　捕獲器を破損し、汚損し、若しくは紛失し、又はその形状を変更したときは、申込者の負担において原形に復し、又は現品をもって弁償すること。 | | □ |
| ７　捕獲器の使用後は、洗浄し、及び消毒をした上で返却すること。 | | □ |
| 確認事項 | | 確認欄 |
| １　猫をみだりに殺し、又は傷つける行為は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号。以下「法」という。）で禁止されています（５年以下の懲役又は５００万円以下の罰金）。 | | □ |
| ２　猫をみだりに、身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加える等の 虐待をすることは、法で禁止されています（１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金）。 | | □ |
| ３　猫を遺棄することは、法で禁止されています（１年以下の懲役又は １００万円以下の罰金）。 | | □ |